

さいたま市告示第1184号

さいたま市生活環境の保全に関する条例（平成20年さいたま市条例第46号）第51条第1項の規定に基づき、工場及び事業場から排出される窒素酸化物の排出量の低減に関する指針を次のとおり定めたので、告示する。

平成20年11月19日

さいたま市長職務代理者

さいたま市副市長 小宮 義夫

1 趣旨

工場及び事業場から排出される窒素酸化物については、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく排出規制があるが、大規模発生源については、さらに窒素酸化物の排出量の低減を指導する必要がある。そこで、窒素酸化物の排出量が相当程度多い工場又は事業場の設置者が窒素酸化物の排出量を低減するために取り組むべき事項を定めるものである。

2 指针对象施設及び指導基準

指针对象施設を有する工場又は事業場の設置者は、当該指针对象施設の排出口における窒素酸化物の量を指導基準以下とするよう努めるものとする。

指针对象施設

この指針の対象となる施設は、大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設で別表1及び別表2の「ばい煙発生施設の種類」欄に掲げるものとする。ただし、熱源として電気を使用する施設、予備施設及び非常用施設を除く。

指導基準

窒素酸化物の指導基準は、温度が零度であって圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、別表1及び別表2の施設の種類及び規模ごとに定めた「指導基準」の欄に掲げる量とする。

3 自動計測器による測定

指针对象施設のうち、排出ガス量（温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。以下同じ。）が4万立方メートル以上の施設については、常時、窒素酸化物の排出状況が把握できるよう、自動計測器を設置するよう努めるものとする。

附 則

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月31日までに設置された別表2の施設（設置の工事がされているものを含む。）については、2の に規定する指導基準は、当分の間、適用しない。

別表 1

令大別気汚染第1防止項法番施行	ばい煙発生施設の種類	規模 〔最大排出ガス量立法メートルノ時〕	標準酸素濃度 〔On %〕	指導基準（C 立方センチメートル）						備考
				48年8月9日までに設置された施設	48年8月10日から50年12月9日までに設置された施設	50年12月10日から52年6月17日までに設置された施設	52年6月18日から54年8月9日までに設置された施設	54年8月10日から59年9月30日までに設置された施設	59年10月1日以降設置される施設	
1	液体燃焼ボイラー	50万以上	4	160	160	140	120	120	120	
		10万～50万未満		170	160	140	140	140	140	
		4万～10万未満		170	160	140	140	140	140	
		1万～4万未満		210	210	140	140	140	140	
		5千～1万未満		230	230	230	160〔230〕	160	160	52年6月18日から52年9月9日までに設置されたものは〔 〕の基準とする。
2	ガス発生炉及び加熱炉	5千以上	7	140	140	140	140	120	120	
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉	5千以上	12	160	160	160	160	140	140	キューボラを除く
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	10万以上	11	140	140	90	90	90	90	
		4万～10万未満		150	150	140	120	120	120	
		1万～4万未満		150	150	140	120	120	120	
		5千～1万未満		150	150	150	140	140	140	
9	セメントの製造の用に供する焼成炉（乾式）	10万以上	10	340	340	230	230	230	230	
		5千～10万未満		340	340	340	250	250	250	

9	セメントの製造の用に供する焼成炉（湿式）	10万以上	10	250	250	230	230	230	200	
		5千～10万未満		350	350	350	320	320	280	
	光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供する溶解炉	5千以上	16	630	630	630	630	560	560	
	ガラス製造の用に供する溶解炉（前項掲げるものを除く）	5千以上	15	350	350	350	350	320	320	
	その他窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶解炉	5千以上	15	160	160	160	160	140	140	
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	5千以上	6	180	180	180	180	160	160	
11	乾燥炉	5千以上	16	200	200	200	200	180	180	
13	廃棄物焼却炉（連続炉）	4万以上	12	210	210	210	180	180	180	
		5千～4万未満		210	210	210	210	180	180	
	廃棄物焼却炉（連続炉を除く）	4万以上	12	250	250	250	180	180	180	
		5千～4万未満		250	250	250	250	250	180	
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する溶解炉	5千以上	12	160	160	160	160	140	140	
24	鉛の第二次精錬又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	5千以上	12	160	160	160	160	140	140	

別表 2

大気汚染防止法施行令別表第1の項番号	ばい煙発生施設の種類	規模 〔最大排出ガス量〕 立方メートル/時	標準酸素濃度 〔O _n 〕 %	指導基準（C 立方センチメートル）	
				平成16年8月31日までに設置された施設	平成16年9月1日以降設置される施設
29	ガスタービン	4万以上	16	10	10
		5千以上～4万未満	16	20	20
30	ディーゼル機関	5千以上	13	100	100
		5千未満		-	100
31	ガス機関	5千以上	0	200	200
		5千未満		-	200
32	ガソリン機関	5千以上	0	200	200
		5千未満		-	200

備考 この表の低減目標値の欄に掲げる窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。この場合において、窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式において、C、O_n、O_s、及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

C 窒素酸化物の量（単位 立方センチメートル）

O_n 標準酸素濃度（単位 百分率）

O_s 排出ガス中の酸素濃度（当該濃度が20パーセントを超える場合にあっては、20パーセントとする。）（単位 百分率）

C_s 日本工業規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したもの（単位立方センチメートル）